

H21. 12. 17 原案可決

「地域科学技術振興・産学官連携」の継続を求める意見書

資源小国であるわが国が持続的な成長を実現するためには、科学技術を発展させるための不断の取組が不可欠である。地域においても、産学官の連携による科学技術振興の活動は、さまざまな産業分野における新たなイノベーションの源泉となり、地域の自立的かつ継続的な発展に大きく寄与するものである。

今回の「地域科学技術振興・産学官連携」に係る「事業仕分け」では、「国としてはやる必要性がない」との評価により「廃止」と判定された。この判定は、地域で実際に研究事業を進める関係者の志気をくじき、地域における科学技術政策の推進に大きな衝撃を与えている。

特に、本県では、和歌山県工業技術センターをはじめ県内の各大学及び民間企業等がそれぞれの活動分野に応じて、「地域科学技術振興・産学官連携」に含まれる文部科学省の「都市エリア産学官連携促進事業」や「地域イノベーション創出総合支援事業」を積極的に活用しており、これらの事業は地域産業の技術高度化等に多大な貢献を果たしている。

このうち「都市エリア産学官連携促進事業」については、現在、「環境調和型資源・技術による機能性有機材料の開発」及び「和歌山の特産果実と独自技術を活用した新機能性食品・素材の開発」の2つのテーマに取り組んでおり、特に後者は本年4月に採択を受けて3年間にわたる産学官共同研究がまさに緒についたばかりであることから、今回の「廃止」判定が研究者に与えた衝撃の大きさは計り知れないものがある。

地域における科学技術振興・産学官連携の取組はわが国全体の科学技術発展の基盤であり、その推進は国として取り組むべき事業である。このため、国において、「地域科学技術振興・産学官連携事業」を継続するとともに十分な予算の確保を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

和歌山県議会議長 富安民浩

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣法第九条の第一順位指定大臣(副総理)
国家戦略担当大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣(行政刷新)